

(公印省略)

環保第2209号
令和7年4月1日

一般社団法人大分県産業資源循環協会 会長 殿

大分県生活環境部環境保全課長

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則の一部改正
について（通知）

本県の環境保全行政の推進につきましては、平素から御協力いただき御礼申し上げます。

さて、令和6年12月23日付け環保第1663号において、大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例（平成18年大分県条例第41号）等の一部改正について通知したところですが、今般、大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則（平成18年大分県規則第77号。以下「土砂条例施行規則」という。）を一部改正したので、お知らせします。

主な改正内容や施行日等は下記のとおりです

つきましては、貴団体会員への周知に御協力賜りますようお願いいたします。

記

1 主な改正内容

- ・構造に関する基準、書類の添付等を削除
- ・軽微変更の届出でよい土砂等の量の変更については、土砂等の量を減少させ面積の変更を伴わないものに限っていたが、土砂等の量と面積が増大しないものに変更
- ・たい積行為から除外する行為に、土壤汚染対策法の汚染土壤処理施設等を追加
- ・一部の様式を変更
- ・立入検査における身分証明書に環境省の統合様式の使用を可能とする
- ・JIS分冊化に伴う環境省告示改正により、別表第1、別表第2の測定方法を変更

2 公布及び施行の日

公布：令和7年3月31日

施行：令和7年4月1日 別表第1及び別表第2（環境省告示施行日）

令和7年5月1日 その他の箇所（盛土等規制法の県の運用開始日）

3 添付資料

- ・別紙1 改正の概要
- ・別紙2 土砂条例施行規則新旧対照表
- ・別紙3 大分県報（令和7年3月31日号外21号）※該当ページ抜粋

4 大分県ホームページURL

「大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例施行規則（令和7年3月31日改正）について」

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/dosha-r7kaisei.html>

【担当】

水質対策班 安藤、日名子

TEL : 097-506-3117

FAX : 097-506-1747

E-mail:a13350@pref.oita.lg.jp